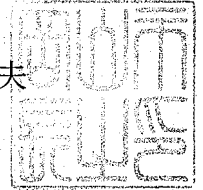


都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項において準用する同法第19条第4項の規定により、同法第45条第6項又は同法第100条の公告の日まで、同法第19条第1項の規定による図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年 10月 14 日

岡山市長 大 森 雅 夫



- 1 縦覧の図書
岡山市野田屋町一丁目2番3番地区市街地再開発組合の施行地区及び設計の概要を表示する図書
- 2 縦覧の場所
岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市役所 都市整備局都市・交通部市街地整備課
- 3 縦覧の時間
午前8時30分から午後5時15分まで
ただし土曜日、日曜日及び祝日は除く